

○国立大学法人筑波大学特別招聘教授の任用手続等に関する特例を定める規程

平成25年1月31日  
法人規程第4号

改正 平成25年法人規程第68号

国立大学法人筑波大学特別招聘教授の任用手続等に関する特例を定める規程

(目的)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学（以下「本学」という。）において任用する特別招聘教授の任用手続等に関する特例を定めることを目的とする。

(資格等)

第2条 特別招聘教授は、国内外の大学等に所属する又は所属していた有識者で、特に優れた教育研究業績等を有し、本学の教育研究の進展に寄与するものとして、本学の教授と同等以上の資格があると認められる者に対し、教育研究上特に必要と認められる場合に招聘するものとする。

(任用手続等)

第3条 特別招聘教授の選考は、原則として大学教員と同様に行うものとするが、当該選考が特に困難と認められる場合は、部局人事委員会は、任用手続に関する特例的取扱いを定めることができる。

2 前項の特例的取扱いを定める場合は、人事企画委員会の承認を得るものとする。

(雑則)

第4条 この法人規程に定めるもののほか、特別招聘教授の任用手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成25年1月31日から施行する。

附 則（平25.11.28法人規程68号）

この法人規程は、平成26年1月1日から施行する。